

## 日影規制

用途区域	制限を受ける建築物	平均地盤面の高さ	敷地境界線からの水平距離が 5m を超え 10m 以内の範囲における日影時間		敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
第 1 種低層	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5m	容積率 80%	3 時間	2 時間
			容積率 100%	4 時間	2.5 時間
第 1 種中高層 第 1 種住居 準住居	高さが 10m を超える建築物	4m	4 時間		2.5 時間
近隣商業 準工業	高さが 10m を超える建築物	4m	5 時間		3 時間
市街化調整	高さが 10m を超える建築物	4m	5 時間		3 時間

※ 埼玉県建築基準法施行条例第 8 条の 2